

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するふなばし音楽フェスティバル事業に対し、予算の範囲内で必要な経費を交付する（以下「交付金」という。）ことにより、文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

(対象経費)

第2条 この交付金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。）
- (4) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び保険料に限る。）
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他市長が事業の実施に必要と認める経費

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする実行委員会の委員長（以下「実行委員長」という。）は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 前年度事業報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 実行委員長は、前項の規定により申請するに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の

規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付金の交付決定をするものとし、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を実行委員長に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、実行委員長が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例18号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、交付金の交付決定をしないことができる。

3 第1項の規定による交付決定を受けた実行委員長は、交付金に係る事業（以下「交付事業」という。）の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金事業計画（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その承認若しくは不承認をふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により実行委員長に通知するものとする。

5 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第5条 実行委員長は、交付事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は交付金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 交付事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 交付事業の成果
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした実行委員長は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る交付事業の成果が、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認められるときは、交付金の額を確定し、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金確定通知書（第6号様式）により実行委員長に通知するものとする。

（交付の時期等）

第7条 交付金は、前条の規定により確定した額を、交付事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、完了前に交付することができる。

2 実行委員長は、前項のただし書により事業の完了前に交付金の交付を受けようとするときは、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、実行委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金

の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第4項のふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書が不承認であったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (3) 暴力団等であることが判明したとき。
 - (4) 交付金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 第11条の規定に違反して承認を受けないで交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第4条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（交付金の返還）

第9条 市長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金返還命令書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、実行委員長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、交付金返還命令書により確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 実行委員長は、第8条第1項の規定により交付金の交付決定が取り消された場合において、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一

部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、実行委員長の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 4 実行委員長は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 実行委員長は、交付事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は交付金の交付の目的を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他交付金の交付の目的を達成するため、市長が必要と認めるもの

(関係書類の整備)

第12条 実行委員長は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証

拠書類を交付金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第13条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、実行委員長に対して、交付事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付申請書

船橋市長 あて

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名

交付金の交付を受けたいので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業	名称		
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日		着手予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
添付書類		1. 事業計画書 2. 予算書 3. 前年度決算書 4. 前年度事業報告書 5. その他	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 交付金の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を交付対象経費に含めないで交付金を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を交付対象経費に含めて交付金を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)

② ①で「消費税額を交付対象経費に含めて交付金を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他 ()

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付決定通知書

団体名

代表者 様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった交付金の交付について次のとおり決定したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
経費所要額のうち交付の対象となる経費			円
交付決定額			円
交付条件		<p>次の場合には、速やかに市長に申し出てその指示を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付事業を変更、中止又は廃止するとき。 2 交付事業の経費の配分の変更をするとき。 3 交付事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったとき。 4 申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。 5 交付事業により取得した財産を、交付の目的に反して使用等するとき 6 その他必要が生じたとき。 	

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金事業計画
(変更・中止・廃止) 申請書

船橋市長 あて

申請者 住所
団体名
代表者氏名

交付金の事業計画を(変更・中止・廃止)したいので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
変更又は中止の理由			
(変更の場合) 交付事業の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止年月日	年 月 日		
添付書類			

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金事業計画
(変更・中止・廃止)承認(不承認)通知書

団体名

代表者 様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった交付金の事業計画を(変更・中止・廃止)することについて、次のとおり決定したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 承認の可否 承認 不承認
- 2 承認しない場合理由
- 3 承認に対する条件等

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金確定通知書

団体名

代表者

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった交付事業について、次のとおり
交付金の額を確定したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交
付要綱の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
交付決定額			円
交付対象経費 精算額			円
交付率			%
交付確定額			円

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付請求書

船橋市長 あて

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり請求します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の 名称	
交付事業の名称			
交付決定額	円		
交付確定額	円		
既交付額	年 月 日	交付	円
	年 月 日	交付	円
	年 月 日	交付	円
	計		円
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	1. ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付決定通知書又はふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金確定通知書の写し 2. その他 ()		

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金返還命令書

団体名

代表者 様

船橋市長 印

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり交付金の返還を命ずる。

返還すべき金額				円
返還期限	年 月 日			まで
返還を命ずる理由				
返還方法				
交付決定年月日	年 月 日	文書番号		
交付年度	年度	交付金の名称		
交付事業の名称				
交付決定額				円
既交付額	年 月 日	交付	円	
	年 月 日	交付	円	
	年 月 日	交付	円	
	計			円
交付確定額				円